

## 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について（薬局の皆様へのご案内）

### 三重県

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う薬局に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。※ 保険薬局でない薬局は補助の対象外

#### 1 補助上限額

70万円

#### 2 補助の申請期間

令和2年7月20日（月）から令和3年2月末まで（※申請の受付は毎月15日から月末まで）

#### 3 補助を受けるための手続き（概算額で申請する場合）

##### ① 補助の対象機関であるか確認を行い、補助の対象経費を計算します。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用が幅広く補助の対象経費となります。

※ 対象は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用となります。

**【取組の例】※例示であり、これに限られるものではありません**

- ・ 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備
- ・ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等
- ・ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保
- ・ 薬局内の混雑を避けるため、事前の予約や掲示等を行い、患者に薬局内での対応の周知
- ・ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ・ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）

##### ② 概算額で申請書等を作成します。※支出済費用のみで申請することも可能。HPでご確認ください。

**【厚生労働省HP】**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi\\_shien.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html)

**【三重県ホームページ】** 申請書、事業計画書、申請マニュアル等が入手できます。

<https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOKAI/HP/m0346100013.htm>（7月20日以降にアクセス可能）

##### ③ 申請書等を原則オンラインにより三重県国民健康保険団体連合会(以下、「県国保連」)に提出します。

※電子媒体(CD等)を郵送しても結構です。

○ 申請書及び事業計画書を「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出します。

※ オンライン請求システムによる申請受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。

##### ④ 県が申請内容を確認後に交付決定し、県国保連を通して補助金が振り込まれます。（原則）

##### ⑤ 完了後に実績報告を行います。

- 県に所定の様式により実績報告を行います。（領収書等の証拠書類が必要となります。）
- 実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は精算（返金）が必要になります。
- 実績報告の期限は令和3年4月上旬の予定ですが、支出実績が補助金額に達した時点で早めの実績報告の提出をお願いします。

#### 4 問合せ先

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業コールセンター（三重県）

電話番号 059-224-3133（受付時間は平日9:00～17:00）